

※この法令は廃止されています。
平成二十五年政令第七号

規制改革会議令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 規制改革会議（以下「会議」という。）は、委員十五人以内で組織する。

2 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。（委員及び専門委員の任命等）

第二条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。
(議長)

第三条 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(議事)

第四条 会議は、委員の過半数が出席しながら、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、委員で会議に出席したもののが過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第五条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を行するため必要があるとして申出があつたときは、関係行政機関の長に対し、会議への資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。

(庶務)

第六条 会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

(会議の運営)

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続きその他の会議の運営に關し必要な事項は、議長が会議に諮つて定める。

この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成二八年九月七日政令第二九〇号）抄

1 (施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。